

結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合にはその該当することとなった日とする。）に設立されたものとする。

八 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託（第二条第二十九号の二口（定義）に掲げる信託に限る。）に第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号において「受益者等」という。）が存することとなつた場合（第二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

九 法人課税信託（第二条第二十九号の二口に掲げる信託を除く。以下この号において同じ。）の委託者がその有する資産の信託をした場合又は第十二条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとみなす。

十 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

十一 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の受益者についてのこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（受託者が二以上ある法人課税信託）  
**第四条の八** 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、一の者の信託資産等とみなして、この法律の規定を適用する。

2 前項に規定する場合には、同項の各受託者は、同項の法人課税信託の信託事務を主宰する受託者を納税義務者

として当該法人課税信託に係る法人税を納めるものとする。

**第三章 課税所得等の範囲等**

**第一節 課税所得等の範囲**

**（内国法人の課税所得の範囲）**

**第五条** 内国法人に対しては、各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の所得について各事業年度の所得に対する法人税を、清算所得について清算所得に対する法人税を課する。

**（内国普通法人等の清算中の所得の非課税）**

**第六条** 内国法人である普通法人又は協同組合等の清算中に生じた各事業年度の所得については、前条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。ただし、これらの法人で清算中のものが継続し又は合併により消滅した場合におけるその清算中に生じた各事業年度の所得については、この限りでない。

**（連結法人の課税所得の範囲）**

**第六条の二** 連結親法人に対しては、各連結事業年度の連結所得について、各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課する。

**（内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税）**

**第七条** 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については、第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定にかかわらず、それぞれ各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さない。

（退職年金業務等を行う内国法人の退職年金等積立金の課税）  
**第八条** 第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う内国法人に対しては、

第五条（内国法人の課税所得の範囲）又は第六条の二（連結法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税の

ほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

**（外国法人の課税所得の範囲）**

**第九条** 外国法人に対しては、各事業年度の所得のうち第八十四条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

2 外国法人（人格のない社団等に限る。）の前項に規定する国内源泉所得に係る所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、同項の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

**第十条 削除**

（退職年金業務等を行う外国法人の退職年金等積立金の課税）  
**第十条の二** 第一百四十五条の三（外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う外国法人に対しては、第九条第一項（外国法人の課税所得の範囲）の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

**第二節 課税所得の範囲の変更等**

**（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）**  
**第十条の三** 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）  
 二 第八十一条の三十一第二項（連結欠損金の繰戻しによる還付）

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等

が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

- 一 第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）
- 二 第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）
- 三 第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）

四 第八十条

3 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行った場合の処理その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 所得の帰属に関する通則

（実質所得者課税の原則）

第十一條 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）

第十二條 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者

を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の当該事業年度の所得の金額、各連結事業年度の連結所得の金額及び清算所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 退職年金等信託 第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四十二号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約又はこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託をいう。
- 二 特定公益信託等 第三十七条第六項（寄附金の損金不算入）に規定する特定公益信託及び社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一項（定義）に規定する加入者保護信託をいう。

5 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 事業年度等（事業年度の意義）

第十三条 この法律において「事業年度」とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下この章において「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準するもの（以下この章において「定款等」という。）に定めるものをいひ、法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した会計期間若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。

2 法令及び定款等に会計期間の定めがない法人は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日以後二月以内に、会計期間を定めこれを納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

- 一 内国法人 設立の日（公益法人等又は人格のない社団等については収益事業を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人又は協同組合等については当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする）
- 二 外国法人 第四百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日又は当該外国法人に該当しないが第三百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第四百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第三百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日（人格のない社団等については、第四百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた日）

3 前項の規定による届出をすべき法人（人格のない社団

その工事の請負に係る収益の額及び費用の額につき、着工事業年度後のいずれかの事業年度の確定した決算において当該工事進行基準の方法により経理したかつた場合には、その経理したかつた決算に係る事業年度の翌事業年度以後の事業年度については、この限りでない。

3 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合における長期大規模工事又は工事の請負に係る収益の額及び費用の額の処理の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第八款 リース取引

(リース取引に係る所得の金額の計算)  
第六十四条の二 内国法人がリース取引を行った場合には、そのリース取引の目的となる資産（以下この項において「リース資産」という。）の賃借人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があつたものとして、当該賃借人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2 内国法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、当該譲受人又は譲渡人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他の政令で定めるものを除く。）で、次に掲げる要件に該当するものをいう。  
一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。

二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受すること

ができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

4 前項第二号の資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているかどうかの判定その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九款 法人課税信託に係る所得の金額の計算

第六十四条の三 第二条第二十九号ハ（定義）に規定する特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時の直前の未分配利益の額に相当する金額として政令で定める金額は、当該法人課税信託に係る受託法人（第四条の七（受託法人等）に關するこの法律の適用）に規定する受託法人をいう。以下この条において同じ。）のその該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 内国法人が法人課税信託（第二条第二十九号の二）に掲げる信託に限る。）の第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合（同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。）には、その受託法人からその信託財産に属する資産及び負債のその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、当該内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前項の内国法人が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎによつて生じた収益の額又は損失の額は、当該内国法人のその引継ぎを受けた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入しない。

4 法人課税信託に係る受託法人が当該法人課税信託の受託者の変更により当該法人課税信託に係る資産及び負債の移転をしたときは、当該変更後の受託者に当該移転をした資産及び負債の当該変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受託法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

5 前項の規定により同項の変更後の受託者が引継ぎを受ける資産及び負債の価額その他受託法人又はその受益者の各事業年度の所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第十款 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算

第六十四条の四 一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人（公益法人等）に限る。次項において「特定公益法人等」という。である内国法人が普通法人に該当することとなつた場合には、その内国法人のその該当することとなつた日（以下この項及び第三項において「移行日」という。）前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額（累積額として政令で定めるところにより計算した金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（第三項において「累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。）

2 特定公益法人等を被合併法人とし、普通法人である内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該被合併法人の当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積所得金額」という。）又は当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「合併前累積欠損金額」という。）に相当する金額は、当該内国法人の当該

適格合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

- 3 第一項の内国法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二十九条第一項又は第二項（公益認定の取消し）の規定によりこれらの規定に規定する公益認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなつた法である場合、前項の内国法人が公益社団法人又は公益財団法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合その他の政令で定める場合に該当する場合における前二項の規定の適用については、移行日又は当該適格合併の日以後に公益の目的のために支出される金額として政令で定める金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、累積所得金額若しくは合併前累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額若しくは合併前累積欠損金額に加算する。
- 4 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する政令で定める金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 5 税務署長は、前項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。
- 6 前二項に定めるもののほか、第三項に規定する政令で定める金額を支出した事業年度における処理その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

**第十一條** 各事業年度の所得の金額の計算の細目

（各事業年度の所得の金額の計算の細目）  
**第六十五條** 第二款から前款まで（所得の金額の計算）に定めるもののほか、各事業年度の所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

**第二節 税額の計算**

**第一款 税率**

（各事業年度の所得に対する法人税の税率）  
**第六十六條** 内国法人である普通法人、一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。又は人格のない社団等）に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の三十の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の二十二の税率による。

3 公益法人等（一般社団法人等を除く。又は協同組合等）に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十二の税率を乗じて計算した金額とする。

4 事業年度が一年に満たない法人に対する第二項の規定の適用については、同項中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第四条の七（受託法人等）に関するこの法律の適用し規定する受託法人については、第二項の規定は、適用しない。

（特定同族会社の特別税率）  
**第六十七條** 内国法人である特定同族会社、被支配会社で、被支配会社であることについての判定の基礎となつた株主等のうちに被支配会社でない法人がある場合には、当該法人をその判定の基礎となる株主等から除外して判定するものとした場合においても被支配会社となるもの（資本金の額又は出資金の額が一億円以下であるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その特定同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、前条第一項又は第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

一 年三千万円以下の金額 百分の十二  
 二 年三千万円を超え、年一億円以下の金額 百分の十  
 三 年一億円を超える金額 百分の十二

3 第一項に規定する留保金額とは、次に掲げる金額の合計額（第五項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該事業年度の所得の金額につき前条第一項又は第二項の規定により計算した法人税の額（次条から第七十條の二まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（郡民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

一 当該事業年度の所得の金額（第六十二條第二項（合



○ 所得税法等の一部を改正する法律附則第百十九條の二の規定による経過措置を定める政令

〔平成二十年四月三十日号外政令第百六十四号〕  
**第一条** 第三条（省略）  
 （使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置）

**第四条** 新租税特別措置法第六十二条第一項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が改正法の公布の日以後に、法人が同日前にした改正法第八條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第六十二条第一項に規定する使途秘匿金の支出については、なお従前の例による。

**第五条** 新租税特別措置法第六十六条の十三第一項の規定は、法人の改正法の公布の日以後に終了する同項に規定する事業年度の法人税について適用し、法人の同日前に終了した旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項に規定する事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（特定目的会社の外国税額の控除に関する経過措置）  
**第六条** 新租税特別措置法第六十七条の十四第二項の規定は、同条第一項に規定する特定目的会社の改正法の公布の日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十四第一項に規定する特定目的会社の同日前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（投資法人の外国税額の控除に関する経過措置）  
**第七条** 新租税特別措置法第六十七条の十五第三項の規定

は、同条第二項に規定する投資法人の改正法の公布の日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五第二項に規定する投資法人の同日前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（特定目的信託に係る受託法人の外国税額の控除に関する経過措置）  
**第八条** 新租税特別措置法第六十八条の三の二第三項の規定は、同条第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の改正法の公布の日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の二第二項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人の同日前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（特定投資信託に係る受託法人の外国税額の控除に関する経過措置）  
**第九条** 新租税特別措置法第六十八条の三の三第三項の規定は、同条第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の改正法の公布の日以後に開始する事業年度の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の三の三第二項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人の同日前に開始した事業年度の法人税については、なお従前の例による。

（所得税法等の一部改正に伴うその他の経過措置）  
**第十六条** 第一条から前条までに定めるものは、改正法附則第百十九條の二の規定による改正法附則の規定の読替へは、次の表のとおりとする。

附則第五條	施行日	施行日の翌日
附則第三條	施行の	公布の
法の規定	読み替へる改正 字句	読み替へる字句

附則第九條	（）の施行日	（）の平成二十年四月一日
附則第十九條第一項	連結法人の施行日以後	連結法人の同日以後
附則第十九條第二項	及び法人の施行日以後	及び法人の同日以後
附則第十九條第三項	施行日前	同日
附則第十九條第四項	施行日以後	平成二十年四月一日以後
附則第十九條第五項	施行日前	同日
附則第十九條第六項	施行日	平成二十年四月一日
附則第二十二條	施行日以後	平成二十年四月一日以後
附則第二十三條	施行日前	同日
附則第二十八條第一項	施行日以後	施行日の翌日
附則第二十八條第二項	施行日	同日
附則第三十一條第一項及び第二項	施行日以後	施行日の翌日以後
附則第三十一條第三項	施行日前	同日
附則第三十四條	施行日以後	平成二十年四月一日以後
附則第三十七條	施行日	同日
附則第三十七條	施行日以後	平成二十年四月一日